

春季休業期間の諸注意

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の教育活動に対するご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、3月26日（水）から4月6日（日）まで、春季休業日となります。新年度を気持ちよく迎え、幸先いいスタートを切ることができるように、下記のことを保護者の方と共に必ず確認をして、心身ともに健康で充実した生活を送ってください。

記

1 交通ルール ～ 正しくルールを守り交通事故の被害者や加害者にならないようにしよう ～

- (1) ペダル付き原付き自転車（モペット：モーター＋ペダル＝モペット）
 - ・ 16歳以上使用可能
 - ・ **運転免許証が必要**
 - ・ ナンバープレートやブレーキランプ等の整備が必要
- (2) 特定小型原動機付自転車（例：LUUP）
 - ・ 16歳以上使用可能
 - ・ 運転免許証不要
 - ・ 交通ルールテストの全問・連続正解、年齢確認書類の提出が義務
- (3) 自転車
 - ・ 『ながら運転（スマホ操作・イヤホンやヘッドホンの着用）』をしない。
 - ・ ヘルメットの購入及び着用

2 問題行動 ～ 正しい人権感覚を身につけよう ～

- (1) SNSの利用について
誹謗中傷、他人の個人情報・写真の無断掲載は、絶対にやめましょう。
- (2) 薬物乱用
「大麻はタバコより安全」「大麻は依存性がない、いつでもやめられる」は**全て誤った情報**です。
- (3) 闇バイト
一度判断を誤れば、逃れることができず、その先の人生が取り返しのつかないことになります。
- (4) 性に関する犯罪
SNSで知り合った人と会うのは、トラブルや犯罪に巻き込まれることがあるので避けましょう。

3 生徒・保護者向け相談窓口一覧 QRコード



4 春季休業期間中の登校

- (1) 登校時間は、原則として**16：30～19：00**です。
- (2) 休業中も学校生活のルールは通常通りです。有徳の生徒として自覚を持って行動をしてください。

5 次の登校日

令和7年4月7日（月） 17：45 新年次ホームルーム教室